

## 「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」の説明

平成15年11月11日  
裁判員制度・刑事検討会  
座長 井上正仁

### 作成の経緯

このペーパーの作成に至る経緯及びその性格については、「考えられる裁判員制度の概要について」の説明（平成15年10月28日配布）の第1で述べたとおりです。

### 全体の構成について

このペーパーの全体の構成は、「考えられる裁判員制度の概要について」と同様、基本的に、事務局が作成した「刑事裁判の充実・迅速化について（その1）」及び「刑事裁判の充実・迅速化について（その2）」のたたき台の構成に従っています。項目番号も、裁判員制度についてのたたき台では1、2・・・という数字で始まる形であったのに対し、刑事裁判の充実・迅速化についてのたたき台の方は第1、第2・・・という形でしたので、それぞれのたたき台との対照の便宜を考えて、今回の私のペーパーも、それぞれ、たたき台と同様の方式によりました。

また、たたき台の内容を変更した部分、あるいは、たたき台では選択肢の形で示されていた点について一つに絞ったり、まとめたりした部分については、赤字で記載してあります。

以下では、これらの赤字で記載した部分を中心に、順次説明させていただきます。

### 内容の説明

#### 第1 第1回公判期日前の新たな準備手続

##### 1 「1 準備手続の目的等」について

###### (1) 準備手続の目的

まず、1頁の「第1 第1回公判期日前の新たな準備手続」の「1 準備手続の目的等」のうち、「(2) 準備手続の目的」のアというところの1行目に、「充実させるとともに、」という語句を追加しました。準備手続で争点整理等を行うのは、公判の審理を実質的に争いのあるところを中心にした充実したものにし、そのことによって迅速化を図ろうとするものであることはいうまでもないことであり、これまでの議論でも当然の前提にされてきたといえますが、「迅速かつ継続的に行う」とだけ書いてありますと、後々、単に迅速化のみを目的にするものと曲解されるおそれもないわけではないように思われましたので、念のために、そのような修正を試みたものです。

## (2)準備手続の主宰者

次に、「(4) 準備手続の主宰者」についてですが、2頁で、「第1回公判期日前の準備手続は、受訴裁判所が主宰するものとする。裁判員制度対象事件においては、受訴裁判所を構成する裁判官が準備手続に関する権限を有するものとする。」としております。

これは、たたき台でA案として示されていたものを採ったものです。たたき台では、B案として、裁判員制度対象事件については、受訴裁判所以外の裁判所が主宰するものとする案も示されておりましたが、検討会での議論では、A案を相当とすることのご意見が大勢を占めていたと理解しております。

準備手続における争点整理や証拠調べ決定、審理計画の策定等は、公判における審理・証拠調べの在り方を決定付けるものであり、証拠開示に関する裁定も争点整理に密接に関連するものでありますので、いずれも公判の運営に責任を負う受訴裁判所の裁判官がこれに当たるべきであり、他の裁判所が準備手続を主宰し、その決定に受訴裁判所による公判審理の在り方が拘束されることになるのは不相当だと考えられます。

検討会の議論では、裁判員制度対象事件の場合、受訴裁判所の裁判官が準備手続を主宰し、証拠の内容に触れると、事件について予断を抱くことになる上、裁判員との間で情報の格差が生じるので、適当ではないとのご

意見もありました。しかし、これに対しては、準備手続において裁判官が、争点整理や証拠調べ決定、証拠開示に関する裁定などのために必要な限りで両当事者の主張や証拠に触れたとしても、それによって実質的な心証を取るものではないとのご指摘がありました。また、裁判員制度対象事件の場合にも、訴訟手続上の判断は裁判員の責務ではなく裁判官が行うこととする以上、それに伴って裁判官と裁判員との間で一定の情報の格差が生じることが不可避であるが、それは公判開始後にも起こり得ることであり、心証形成に結びつくものでも — また、結びつけてよいものでも — ないのだから、その手続に携わった裁判官が後の評議において、公判の審理には現れなかった情報を用い、あるいはこれを基にして裁判員を不当にリードするとか、優位に立つということにはなり得ない、というご指摘もあったところです。私としても、これらのご指摘には理由があると考えました。

## 2 「2 準備手続の方法等」について

### (1) 準備手続結果の顕出

次に、3頁の「(4) 準備手続結果の顕出」についても、検討会における多数の方のご意見を踏まえ、たたき台の案を維持しております。

検討会の議論では、準備手続における最終的な結果のみを顕出すべきであるというご意見もありましたが、これに対して他の委員からご指摘があったように、裁判の公開の原則や公判中心主義の要請を考慮しますと、現行の準備手続と同様に、調書の要旨の告知等により、最終的な結果のみならず準備手続の経過をも含めて公判廷に顕出されるものとするのが妥当だと考えました。

## 3 「3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示」について

### (1) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示

次に、「3 検察官による事件に関する主張と証拠の提示」のうち、4頁の「(3) 取調べ請求証拠以外の証拠の開示」については、アないしくとして掲記した一定の類型に該当し、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要な証拠を開示するという案をお示ししております。これは、

基本的には、たたき台のB案によったものです。

たたき台では、このほかに、A案として、検察官が保管する証拠の標目を記載した一覧表を被告人側に開示するとともに、被告人側からその一覧表記載の証拠の開示請求があったときは、弊害がある場合を除き、その証拠を開示するという案も掲げられておりましたが、検討会の議論では、B案を支持するご意見が大勢であったといえます。

一部の方からは、B案に加え、検察官手持ち証拠の一覧表をも開示することとすべきであるというご意見や、B案に掲げられた種類の証拠は、弊害がない場合には開示するものとすべきであるというご意見なども述べられました。しかし、これに対しては、標目だけのような形式的な一覧表では意味がないし、そうかといって、証拠の内容ないしはその要旨まで一覧表に記載するとすると、はじめから全面的に証拠を開示しているのと変わらなくなり適当ではないというご指摘がありました。また、手持ちの全証拠について一覧表を作成させること、特に証拠の内容ないしはその要旨まで記載した一覧表を作成させることは、捜査機関の負担を過重なものとし現実的にみて妥当ではないし、一覧表の記載の正確性などをめぐって無用の紛議を生じさせるおそれもある、というご指摘などもあったところです。

これらのご指摘には理由があると思われまし、やはり、これも検討会でご指摘のあったところですが、ここのB案の枠組みによる証拠開示と、5の「争点に関連する証拠開示」の制度とを組み合わせた全体の仕組みによれば、審議会意見が求めるように、証拠開示に伴う弊害等にも配慮しつつ、争点整理と被告人側の訴訟準備に必要なかつ十分な証拠が開示されることになると考えられますので、基本的にB案によることとした次第です。

なお、そのB案本文の要件の具体的文言や力の種類の表現についても、より平明で適切なものとするよう工夫すべきであるとのご指摘もありましたが、その点は、今後の法案作りの作業において、詰めていただけるであろうと考え、この段階では、敢えて加工しませんでした。むしろ、本検討会の今後の議論において、よい具体案があれば、お示しいただければと存じます。

以上に加えて、検討会における議論で、多くの方から、前に関係機関で

の検討の結果をご報告いただきましたように、今後作成されることになる、身柄拘束中の被疑者の取調べの過程・状況を記録した書面を、B案による証拠開示の対象となる類型として追加すべきであるというご指摘があり、もっともなことだと思われましたので、新たにクとして、その記録書面を加えております。

#### 4 「4 被告人側による主張の明示」について

##### (1) 主張明示義務

続いて、5頁の「4 被告人側による主張の明示」の「(1) 主張の明示等」のうち、アにおいては、被告人又は弁護人は、公判廷において、関係する事実の主張その他事件に関する主張をする場合には、準備手続において、あらかじめ、当該主張を明らかにしなければならず、検察官請求証拠に対する意見についても、同様とするという案をお示ししました。これは、たたき台のA案を採ったものです。

たたき台には、このA案のほか、B案として、被告人には争点の明示に関する義務を課さず、弁護人として、公判廷では検察官主張事実のうちどの部分を争い、積極的にどのような主張をする予定であるかを、できる限り明らかにするとともに、検察官請求証拠に対する同意・不同意等の意見を述べなければならないとする案が記載されておりました。

検討会の議論でも、それぞれの案を支持するご意見が述べられ、その理由についても、様々なご指摘がありました。後で述べますように、被告人に対しては、準備手続終了後に新たな主張をすることは制限しないものとする（「8 争点の確認等」の「(2) 準備手続終了後の主張」参照。）にしても、準備手続における争点整理の実ができる限り上がるようにするためには、弁護人だけでなく、被告人も、公判においてする予定の主張は、準備手続段階で明示すべきであることを法律上明確にしておくべきだと考えました。

誤解のないように付言しますと、被告人自らが必ず準備手続に出てきて、自らの口でそういった主張を述べるということまで必要とするものでは必ずしもなく、弁護人が、被告人の意向をも受けて、公判で行うことを予定

している主張を明らかにすればよいわけです。

また、被告人の自己負罪拒否特権（憲法第38条第1項）や黙秘権（刑事訴訟法第311条第1項）との関係については慎重な検討が必要であることはいうまでもありませんが、検討会においてもご指摘がありましたように、今回の案は、あくまで、検察官が公判で証明しようとする事実とその証明に用いる証拠が被告人側に示された上で、被告人側として自らの判断により公判で明らかにしようとする主張を、時期を前倒しして、あらかじめ準備手続で明らかにしてもらおうよう求めるだけのものにすぎません。自己に不利なことを認めるよう求めるものではないばかりか（この準備手続において被告人側が何らかの防御上の主張をしなかったからといって、そのこと自体により、被告人側が公訴事実を認めたものと積極的に推認されることになるわけではなく、現行の公判において被告人側がそのような主張をしなかった場合と同様の状況になるに過ぎません。）、そもそも当の主張をすること自体を強要するものではありませんので、憲法上の自己負罪拒否特権には抵触せず、刑事訴訟法上の黙秘権の趣旨にも反しないと考えております。

以上のような理由から、基本的にはたたき台のA案と同様の案をお示しすることとした次第です。

ただ、たたき台のA案にあった「検察官主張事実の全部又は一部を否認する主張」という部分は削除しております。そのような主張は、「事件に関する主張」に含まれるといえますし、検討会においてもご指摘のあったところですが、「検察官主張事実の全部又は一部を否認する主張」と書いてありますと、被告人に対し、検察官主張事実について個別に細かく認否を求め、被告人は、否認することを明らかにした部分以外は、積極的に認めるということを明らかにしなければならないという趣旨であるかのように受け取られるおそれもないではないと思われることから、その語句を削除したものです。

## (2) 証拠調べ請求義務

次に、同じく「(1) 主張の明示等」のうち、5頁のイにおいては、「被

告人又は弁護人は、取調べを請求する証拠があるときは、準備手続においてその取調べを請求し、かつ、これを開示しなければならないものとする」としました。これは、たたき台にA案として掲げられていたものです。

たたき台には、弁護人にのみ義務を課するというB案も示されておりました。そして、検討会における議論でも、A、Bそれぞれの案を支持するご意見が述べられ、その理由についても様々なご指摘があったところですが、主張を明示する義務について先ほど述べたのと同様の理由から、A案を採ることにした次第です。

## 5 「7 証拠開示に関する裁定」について

### (1) 証拠の標目の提出命令

次に、「7 証拠開示に関する裁定」のうち、7頁の「(4) 証拠の標目の提出命令」のイにおいては、「裁判所は、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示しないものとする」としました。これは、たたき台にA案として掲げられていたのを採ったものです。

たたき台には、「開示により弊害が生じるおそれがあると認めるときは、アにより提出された一覧表を被告人及び弁護人に開示しないものとする」というB案も記載されておりました。そして、検討会の議論でも、A、Bそれぞれの案を相当とすることのご意見が述べられましたが、その際もご指摘のあったとおり、証拠の標目の一覧表が被告人側に開示されることを想定しますと、その一覧表に、単に形式的な標目のみにとどまらず多少とも証拠の内容にわたることまで記載するのが困難となり、裁判所の裁定のための資料という本来の役割を十分に果たすことができなくなってしまうように思われます。また、それが裁判所の判断で被告人側に開示されなかった場合、証拠そのものではなく、その標目の一覧表の開示という付随的な事柄をめぐって無用な紛議が生じるおそれもあります。これらのことを考慮し、A案を採ることにしました。

## 6 「8 争点の確認等」について

## (1) 準備手続終了後の主張

続いて、「8 争点の確認等」の「(2) 準備手続終了後の主張」については、検察官と弁護人は、原則として、準備手続終了後に、準備手続で確認された争点と異なる主張をすることはできないものとするものの、被告人については、準備手続終了後の主張を制限する制度は設けないものとする案をお示ししました。

たたき台には、被告人も含めて、準備手続終了後の主張を制限するというA案と、そのような制限を設けないものとするB案とが掲げられていましたが、このうち、被告人の主張を制限することについては、検討会の議論では、消極のご意見が多かったように思います。その理由としては、被告人が公判廷における被告人質問において新たな主張をし始めたときに、その発言を禁止して主張を止めさせるというのは適当ではないということが挙げられていました。そのご指摘には理由があるものと考えますが、そうだとしましても、争点整理の実効性を確保するという観点からは、被告人が公判廷において新たな主張をし始めたときも、弁護人が、それに対応して、新たな主張を組み立てることが許されるのは、やむを得ない事由により準備手続ではその主張をすることができなかつた場合など正当な理由のある場合に限るべきではないかと考えたものです。

次に述べますように、準備手続終了後の被告人、弁護人による証拠調べ請求を制限する制度を設けることとする場合、それとの整合性という観点からも、そのようにするのが適当だと考えました。

つまり、被告人が公判廷で何か新たなことを言い出した場合、言いたいというのを無理に止めることはできないだろう、しかし、そうだとしましても、それを弁護人までが新たな争点を形成する主張として取り上げたり、その立証のために被告人側が他の証拠の取調べを請求することを許すのは、それぞれ8(2)及び(3)に記載した正当な理由のある場合に限るべきではないか、ということです。

## (2) 準備手続終了後の証拠調べ請求

次に、同じく7頁の「(3) 準備手続終了後の証拠調べ請求」については、

「検察官、被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって請求をすることができなかつた場合を除き、準備手続の終了後に新たな証拠の取調べ請求をすることはできない、ただし、裁判所が職権で証拠調べをすることを妨げない」という案をお示ししました。

これは、たたき台にA案として掲げられていた案ですが、たたき台には、そのほかに、「検察官、被告人又は弁護人は、準備手続の終了後、新たな証拠調べの請求をしようとする場合には、準備手続においてその証拠調べ請求をしなかつた理由を説明しなければならず、かつ、その説明に相当な理由がないときは、裁判所は、その証拠調べ請求を却下することができる」とするB案、このような証拠調べ請求の制限の制度を設けないものとするC案が掲げられておりました。

検討会においては、それぞれの案を支持するご意見が述べられましたが、A案を支持するご意見とB案を支持するご意見とを合わせて、準備手続終了後の証拠調べ請求を制限する制度を設けるべきであるとするご意見が大勢であったと思います。

公判段階において、無制約に新たな証拠調べ請求をすることができるものとし、計画的・集中的に実質的な争点を中心とした公判審理を行うことが困難となってまいりますので、準備手続終了後の証拠調べ請求を制限する制度を設けることが必要だと考えられます。そのことを前提とした場合、A案とB案のいずれとすべきかについては、実際の運用ではさほどの差異がないようにも思われますし、A案であっても、やむを得ない事由により準備手続では証拠調べ請求ができなかつた場合には例外が認められることになっている上、真に新たな証拠を調べる必要があると認められるときには、職権による証拠調べという途も開かれており、被告人側に不当な不利益を課すことはならないと思われます。そこで、準備手続において証拠調べ請求をすることが原則であることを明確にするという観点からは、A案の方がよりはっきりしていますので、A案によつたという次第です。

## 7 「9 開示された証拠の目的外使用の禁止等」について

## (1) 目的外使用の禁止

次に、「9 開示された証拠の目的外使用の禁止等」の「(1) 目的外使用の禁止」については、たたき台では、目的外使用の禁止の対象が、「開示された証拠の写し又はその内容」とされていたところを、8頁のとおり、「開示された証拠の複製その他その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面」に改めました。

検討会での議論の中で、「内容」という文言は不明確であり、規制の範囲が広がりすぎないかというご指摘や、同様の観点から、「内容」として規制するのは「写し」と同視できるようなものに限定すべきではないかというご指摘がありましたので、そのようなご指摘を踏まえ、目的外使用の禁止の対象がより明確となるよう、修正を試みたものです。

その修正にあたっては、いわゆる通信傍受法第22条第4項の規定振りを参考にしましたが、ここでいう「複製」とは、開示証拠の内容を元の記録媒体と同種の記録媒体に写し取ったもののことであり、供述調書のコピーがその典型です。また、「その内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面」とは、開示証拠の内容の全部又は一部を要約することなくそのまま記録した物や書面のことであり、例えば、供述調書の内容を逐語的に入力したフロッピーディスクやハードディスクなどがこれに当たると考えられます。

このほか、検討会においては、「当該被告事件の審理の準備」という目的は狭きに失し、例えば、関連する民事訴訟で使用したり、学術研究目的で利用することを許容すべきであるというご意見もありました。しかし、これに対しては、検察官による証拠開示は、あくまで被告人側が当該被告事件の審理の準備を十分に行うことができるようにするという目的ないし趣旨でなされるものであり、被告人側に、当該証拠のコピー等を、当該被告事件の審理とは関係なく自由に利用し得るようにするためのものではないというご指摘がありました。また、開示される証拠を当該被告事件の審理の準備以外の目的で使用することが許されるということになると、そのことをも考慮に入れて、証拠の開示に伴って生じ得る弊害等について判断せざるを得なくなり、開示が認められる範囲が狭くなる可能性があるという

ご指摘や、刑事事件における証拠を学術研究目的や民事訴訟における証拠として使用することを可能にするための方策は現行法においても設けられており、そのような方策によるのが本来の在り方だというご指摘などもありました。私としても、これらのご指摘には理由があると考えた次第です。

### 第3 訴訟指揮の実効性確保

#### 1 「1 国選弁護人の選任」について

次は、「第3 訴訟指揮の実効性確保」の「1 国選弁護人の選任」についてです。

検討会の議論では、弁護人の不出頭等が正当な理由のないものであるとき、又は、弁護人の不出頭等に正当な理由があるが、被告人に異議のないときに、裁判所が職権で国選弁護人を選任することができるというように明記すべきであるというご意見もありましたが、現行の刑事訴訟法第289条第2項の規定振りとの整合性などを考慮し、たたき台の案を維持することにしました。

#### 2 「2 訴訟指揮権に基づく命令の不遵守に対する制裁等」について

##### (1) 命令の不遵守に対する制裁

##### (2) 裁判所による処置請求

続いて、8頁の下の方から始まる、「2 訴訟指揮に基づく命令の不遵守に対する制裁」についてですが、検討会の議論では、弁護活動の独立性を尊重するという観点から、(1)の命令不遵守に対する過料等の制裁の制度や、(2)の処置請求の制度を設けることに消極のご意見もあったものの、たたき台の案を支持するご意見の方がむしろ多かったといえます。

その際ご指摘のあったように、訴訟関係人が、裁判所の出頭命令や重複尋問等の制限に従わない場合、審理が遅延・空転したり、あるいは、焦点の定まらない審理となり、集中審理の下、明確化された争点を中心に当事者が活発な主張立証活動を行うことによって刑事裁判の充実・迅速化を図るという今回の改革の目的を達することが困難になるおそれがありますので、たたき台の案を維持することにしました。

#### 第4 直接主義・口頭主義の実質化

次に、9頁の「第4 直接主義・口頭主義の実質化」についてです。たたき台においては、「『裁判員制度について』と題するペーパーの『4 公判手続等』の『(6) 新たな裁判員が加わる場合の措置』及び『(7) 証拠調べ手続等』に記載された諸点に関し、裁判員制度対象事件以外の事件について、異なる考慮をすべきところはあるか。」とされていたわけですが、検討会の議論では、基本的には、裁判員制度対象事件についてと同様の観点から直接主義・口頭主義の実質化を図るべきであるというのがほぼ一致したご意見でありましたので、ここにお示ししているような案といたしました。

#### 第5 即決裁判手続

##### 1 「1 即決裁判手続の申立て」について

最後に、「第5 即決裁判手続」についてです。まず、9頁の「1 即決裁判手続の申立て」についてですが、弁護人が即決裁判手続によることについての意見を留保したときにも、検察官は、即決裁判手続を申し立てることができるものとししました。

事件によっては、被疑者の弁護人が、未だ証拠開示がなされていない起訴前の段階では、即決裁判手続によることに同意するかどうかの意見を留保し、起訴後に証拠開示を受けた上で意見を明らかにしたいと考えることがあり得ます。そのような場合、弁護人としては、積極的に異議を述べるのではなく、単に意見を留保しているにすぎないわけですので、そのことのために即決裁判手続の申立て自体ができないものとするのは適当ではないというご指摘が検討会でありました。そのことを踏まえて、このような案とした次第です。弁護人が、その後、即決裁判手続によるべきではないと考えるに至ったときは、次の3のところ述べてみますように、即決裁判手続の申立て後、裁判所が弁護人の意向を確認することになっており、弁護人が書面で同意することを明らかにしない限り、公判を開いて即決裁判手続によることの決定をすることはできないことになっていますので、不都合は生じないと思われれます。

なお、この修正に伴い、即決裁判手続によることについて意見を留保したときと、異議を述べたとき、そして、即決裁判手続によってよいという意味

を明らかにしたときという3つの場合の区別をより明確にする趣旨から、たたき台においては、「即決裁判手続によることについて異議がないとき」といった表現であったものを、「同手続によることに同意をしたとき」という表現に改めてみました。次の2～4の項目についても、それに応じた文言の修正を施してあります。

## 2 「3 即決裁判手続の決定」について

次に、10頁の「3 即決裁判手続の決定」については、いまご説明したように、被疑者段階で弁護人が意見を留保したときでも即決裁判手続の申立てができるものとしたことに対応して、(3)及び(4)のとおり、被疑者段階で弁護人が意見を留保した場合には、起訴後に改めて、裁判所が、当該弁護人に対し、同意をするかどうかを確かめることとし、弁護人から同意をする旨の書面が提出された後にはじめて、公判期日を開くものとなりました。

## 3 「4 即決裁判手続による裁判」について

次に、11頁の「4 即決裁判手続による裁判」については、まず、(4)のとおり、即決裁判手続の決定を取り消すべき場合として、「即決裁判手続の決定があった後、同手続による判決があるまでに、被告人又は弁護人が、同手続によることについての同意又は有罪である旨の陳述を撤回したとき」を加えました。

事務局から前に説明があったように、たたき台は、被告人側が判決に先立ち、即決裁判手続によることについての同意や有罪である旨の陳述を撤回した場合には、同手続によることが不相当であることを理由として決定を取り消すということを想定したものでした。しかし、検討会でもご指摘があったように、そうだとしますと、有罪陳述の撤回等があっても、裁判所が、不相当と認めなければ、決定を取り消さずに有罪判決をするという余地が少なくとも理論上はあり得ることになります。特に、次に述べますように、上訴制限を設けることとする場合には、それは適当ではないと考えられますので、有罪陳述の撤回等があったときは、必ず決定を取り消すべきことを明記した次第です。

(5)の文言も、(4)の修正に合わせて、修正しました。

この(5)については、検討会の議論では、消極のご意見もあったところですが、その際にもご指摘があったとおり、被告人としては弁護人の援助を受けつつ即決裁判手続によることに同意し、それに基づいていったん適法に即決裁判手続の決定がなされ、書証が取り調べられたという場合、実質的にみれば、通常の公判手続において、被告人が、弁護人の援助を受けながら公訴事実を認め、検察官請求書証を証拠とすることに同意した場合にほぼ等しいと考えられますので、たたき台の案を維持することとしました。

#### 4 「5 上訴」について

最後に、12頁の「5 上訴」については、上訴制限の制度を設けるという案をお示ししました。これは、たたき台のA案を採ったものです。

たたき台では、上訴の制限は設けないものとするというB案も記載されており、検討会の議論でも、A、Bそれぞれの案を支持するご意見がありました。しかし、上訴制限を設けることにより、手続の一層の合理化を期待することができる上、被告人としては、弁護人の援助を受けつつ、即決裁判手続による判決がなされるまでは、いつでも、有罪陳述を撤回するなどして通常の手続による審判を受けることができたわけですから、上訴制限をしても、被告人の権利を不当に制約することにはならないのではないかと考えられます。そのことから、A案によることにしたものです。